

一般化粧品の場合

1) 効能範囲表については表 [1] をご覧下さい。

表 [1] 化粧品の効能の範囲

1. 頭皮、毛髪を清浄にする。	31. 肌にツヤを与える。
2. 香りにより毛髪、頭皮の不快臭を抑える。	32. 肌を滑らかにする。
3. 頭皮、毛髪を健やかに保つ。	33. ひげを剃りやすくする。
4. 毛髪にはり、こしを与える。	34. ひげ剃り後の肌を整える。
5. 頭皮、毛髪にうるおいを与える。	35. あせもを防ぐ(打粉)。
6. 頭皮、毛髪にうるおいを保つ。	36. 日やけを防ぐ。
7. 毛髪をしなやかにする。	37. 日やけによるシミ、ソバカスを防ぐ。
8. クシどおりをよくする。	38. 芳香を与える。
9. 毛髪のツヤを保つ。	39. 爪を保護する。
10. 毛髪にツヤを与える。	40. 爪を健やかに保つ。
11. フケ、カユミがとれる。	41. 爪にうるおいを与える。
12. フケ、カユミを抑える。	42. 口唇の荒れを防ぐ。
13. 毛髪の水分、油分を補い保つ。	43. 口唇のキメを整える。
14. 裂毛、切毛、枝毛を防ぐ。	44. 口唇にうるおいを与える。
15. 髪型を整え、保持する。	45. 口唇を健やかにする。
16. 毛髪の帯電を防止する。	46. 口唇を保護する。口唇の乾燥を防ぐ。
17. (汚れを落とすことにより)皮膚を清浄にする。	47. 口唇の乾燥によるカサツキを防ぐ。
18. (清浄により)にきび、あせもを防ぐ(洗顔料)。	48. 口唇を滑らかにする。
19. 肌を整える。	49. ムシ菌を防ぐ(使用時にブラッシングを行う歯みがき類)。
20. 肌のキメを整える。	50. 歯を白くする(使用時にブラッシングを行う歯みがき類)。
21. 皮膚を健やかに保つ。	51. 歯垢を除去する(使用時にブラッシングを行う歯みがき類)。
22. 肌荒れを防ぐ。	52. 口中を浄化する(歯みがき類)。
23. 肌をひきしめる。	53. 口臭を防ぐ(歯みがき類)。
24. 皮膚にうるおいを与える。	54. 歯のやにを取る(使用時にブラッシングを行う歯みがき類)。
25. 皮膚の水分、油分を補い保つ。	55. 歯石の沈着を防ぐ(使用時にブラッシングを行う歯みがき類)。
26. 皮膚の柔軟性を保つ。	56. 乾燥による小ジワを目立たなくする。
27. 皮膚を保護する。	
28. 皮膚の乾燥を防ぐ。	
29. 肌を柔らげる。	
30. 肌にはりを与える。	

(注 1) 例えば、「補い保つ」は「補う」あるいは「保つ」との効能でも可とする。

(注 2) 「皮膚」と「肌」の使い分けは可とする。

(注 3) ()内は、効能には含めないが、使用形態から考慮して、限定するものである。

* 56 は平成 23 年に追加されたもの。

2) この範囲表は、ここにある言葉をそっくりそのまま使えと言っているわけではありません。この範囲表を超えない言い換えは可能だが、超える言い換えは不可だということを言っているのです。それゆえ、如何にして範囲表を超えない言い換えを表現するかライティングのテクニックが重要となります。そのコツを本講座で取得して下さい。

3) 1つの一般化粧品で複数の効能を表現することも可能です。メイク用化粧品だがスキンケア的効能をうたうということも可能です。

4) 基本的な考え方

化粧品は機能的な表現(たとえば、シミが消える)は言えないのが原則ですがこの表で認められている機能的な表現(たとえば、日焼けによるシミの予防)は言えるし、この表で認められている機能的な表現と同等の表現も言えます。(たとえば、「肌を柔らげる」は認められているので「肌に弾力を持てる」も OK)